

**令和7年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【報酬算定に係る留意事項等について】**

日中活動系・居住支援系・施設系サービス 編
(療養介護・生活介護・短期入所・施設入所支援・自立訓練(機能訓練)
自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労定着支援
就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助)

**令和7年9月
明石市福祉局生活支援室障害福祉課**

ただいまより、令和7年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【報酬算定に係る留意事項等について】の日中活動系・居住支援系・施設系サービス 編につきまして、説明します。

目次

1. 基本報酬の算定について		2. 各種加算について	
(1)生活介護	P. 1	(1)食事提供体制加算	P. 8
(2)就労継続支援 B型	P. 5	(2)重度障害児・障害者対応支援加算	P. 13
		(3)通院支援加算	P. 14
		(4)人員配置体制加算	P. 15
		(5)目標工賃達成指導員配置加算	P. 18
		(6)目標工賃達成加算	P. 19

令和6年度の報酬改定にかかる内容や算定の多い加算を中心に説明させていただきます。これから説明する内容については、特に注意していただきたい内容についてのみ取り上げており、全ての算定要件等を説明するものではありません。また、全ての加算及び減算を取り上げているわけではありませんので、今回ご説明していない加算や減算につきましても、報酬告示や留意事項通知等の内容をしっかりとご確認ください。

また全ページを読み上げながら解説は行いません。適宜要点のみを説明しますので、各自で資料のご確認をお願いします。

目次

3. 留意事項通知について P. 23

4. Q & Aについて P. 25

目次の2ページです。

目次

1. 基本報酬の算定について

- (1)生活介護 P. 1
- (2)就労継続支援 B型 P. 5

2. 各種加算について

- (1)食事提供体制加算 P. 8
- (2)重度障害児・障害者対応支援加算 P. 13
- (3)通院支援加算 P. 14
- (4)人員配置体制加算 P. 15
- (5)目標工賃達成指導員配置加算 P. 18
- (6)目標工賃達成加算 P. 19

まずは、基本報酬の算定について説明します。それでは1ページをご覧ください。

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護

【 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し 】

○利用者の支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定すること。

○所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定される。原則として、送迎に要する時間は含まないものであることに注意。

○生活介護計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。

生活介護計画への記載方法

【 例 】

サービス提供時間	4 時間
送迎に係る配慮	1 時間
送迎時の移乗等	30 分
障害特性に係る配慮	30 分
合計のサービス提供時間	6 時間

標準的なサービス提供時間については、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。

1

生活介護については、支援の実態に応じた報酬体系に見直されました。現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されることとなります。生活介護計画への記載方法については、資料に記載しておりますので、ご確認ください。2ページをご覧ください。

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護

【 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し 】

○送迎に係る配慮について

送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは、送迎者両党が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

○送迎時の移乗等について

送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車いすへの移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けたうえで、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

2

送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。

送迎時に実施した居宅内での介助等に要する時間は、生活介護計画に位置付けたうえで、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができます。3ページをご覧ください。

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護

【 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し 】

○障害特性に係る配慮について

利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受入れのための準備やサービス利用後における翌日の受入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案されたうえで、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。



○事業所内で実施される個別支援計画作成のための担当者会議や個別支援計画ではないことに注意。

○相談支援事業所が主催するサービス担当者会議において検討されていること。

3

利用時間が短時間にならざるを得ない利用者については、記載のとおり、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付けることができます。このとき、利用者やその家族等の意向が十分に勘案されたうえで、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが必要です。4ページをご覧ください。

1. 基本報酬の算定について

(1)生活介護

【 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し 】

○当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。

標準的な時間算定の注意点

利用者が定期定例でいく必要がある通院やリハビリ（あらかじめ分かっているものを含む。）については、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えない。

ただし、利用者等へ費用面等の説明を行い、利用者等との話し合いのうえで、利用者等が納得していること。

（厚生労働省に確認済み）

4

やむを得ない事情により、その日の所要時間が生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこととなっています。やむを得ない事情について、利用者が定期定例でいく必要がある通院やリハビリにより、サービス提供時間が標準的な時間よりも短くなった場合については、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えありません。ただし、利用者等へ費用面等の説明を行い、利用者等との話し合いの上で、利用者等が納得していることが前提となります。5ページをご覧ください。

1. 基本報酬の算定について

(2)就労継続支援B型

【 平均工賃月額の算定方法の見直し 】

○障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

- ア 前年度における工賃支払総額を算出
- イ 前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数を算出
前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数
- ウ 前年度における工賃支払総額（ア） ÷ 前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数（イ） ÷ 12 月 により、1人当たり平均工賃月額を算出

5

就労継続支援 B 型については、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式に見直されました。

具体的な方法については、スライドのとおりです。
6 ページをご覧ください。

1. 基本報酬の算定について

(2)就労継続支援B型

【 平均工賃月額の算定方法の見直し 】

平均工賃月額の算定方法の注意点

工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出することとされていた利用者については、その取扱いは廃止となっていますのでご注意ください。（以下の利用者）

- ・月の途中において、利用開始又は終了した利用者
- ・月の途中において、入院又は退院した利用者
- ・月の途中において、全治1か月以上の月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者（利用できなくなった月から利用可能となった月まで除外）
- ・複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者
- ・人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

6

平均工賃月額の算定方法の注意点について説明いたします。

報酬改定前までは、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出することとされていた利用者については、その取扱いは廃止となっていますのでご注意ください。

具体的な対象者は、スライドのとおりです。7ページをご覧ください。

1. 基本報酬の算定について

(2)就労継続支援B型

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2(令和6年4月5日) 問24

Q.今般の報酬改定により、就労継続支援B型事業所の前年度の平均工賃月額の算定方法が以下のように見直されたが、このうち、イの前年度の開所日数についてはレクリエーションや行事等で開所した日も含めるのか。また、算出に当たっての1日あたりの平均利用者数や平均工賃月額の小数点の取扱について、どのようにすればよいか。

【見直し後の平均工賃月額の算定方法】

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額

(ア) ÷ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ) ÷ 12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

A.開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。

また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を四捨五入する。

例：14.679人の場合 ⇒ 14.7人

加えて、平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入する。

7

平均工賃月額の算定方法に関する厚生労働省のQ&Aです。

開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えません。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。となっております。次のスライドをご覧ください。

目次

1. 基本報酬の算定について

- (1)生活介護 P. 1
- (2)就労継続支援B型 P. 5

2. 各種加算について

- (1)食事提供体制加算 P. 8
- (2)重度障害児・障害者対応支援加算 P. 13
- (3)通院支援加算 P. 14
- (4)人員配置体制加算 P. 15
- (5)目標工賃達成指導員配置加算 P. 18
- (6)目標工賃達成加算 P. 19

ここからは、各種加算について説明します。それでは、8ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

【 対象となるサービス種別 】

生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

○ 従来の要件に加えて、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）が食事の提供に係る献立を確認していること。
- ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③ 利用者ごとの体重又はBMI（次の算式により算出した値を言う。以下同じ。）をおおむね6月に1回記録していること。

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

8

食事提供体制加算につきまして、従来の要件に加えて、スライドに記載の①から③のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に加算を算定することができます。9ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

① 管理栄養士等について

- 管理栄養士等については、常勤・専従である必要はない。
- 管理栄養士等を直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。
- 外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。
- 献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。
- 献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。（当該年度に1回以上）

※経過措置（令和6年9月30日まで）※ すでに終了

- 管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

9

①の要件についての詳細は、記載のとおりです。委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていることを、事業者においても確認をしていただきますようお願いします。また、献立の確認の頻度については、年に1回以上行われている必要がありますが、この年に1回は、年度に1回以上で差し支えありません。10ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.5(令和6年8月29日) 問1

Q. 献立に関して具体的に何を確認してもらう必要があるのか。

A. 食事の献立は、利用者の心身の状況（性・年齢、身長・体重、疾病など）、嗜好を考慮するとともに、障害の特性に応じた適切な栄養量の設定及びそれを踏まえた内容の献立（調理の方法含む）である必要がある。

献立の内容確認については、例えば、栄養ケア・ステーション等が、各事業所において設定する給与栄養目標量※を踏まえた献立になっているかどうかを確認するといった方法がある。なお、各事業所において、栄養士を配置していないなどにより給与栄養目標量の設定が困難な場合は、栄養ケア・ステーション等に対し、作成した献立の提供と併せて、給与栄養目標量を設定するために必要な利用者の心身の状況の情報提供を行うことで、栄養ケア・ステーション等はその内容を基に給与栄養目標量の設定と、その内容を踏まえた献立について適切な助言を行うことになる。

また、献立の確認の範囲については、提供する食事の全ての献立を確認することは困難であることから、各事業所において設定している一定期間の献立（サイクルメニュー）を確認してもらうことで足りる。なお、サイクルメニューは、各事業所において定める期間が異なることから、各々の施設の状況を踏まえて対応すること。

※ 給与栄養目標量とは、事業所の利用者の特性を踏まえた適切な食事を提供するに当たって基準となるエネルギー及び各栄養素の目標量のこと。

10

食事提供体制加算に関する厚生労働省のQ&Aです。
管理栄養士等に確認をしていただくことについては、記載のとおりです。この内容を踏まえた対応をしていただきますようにお願いします。11
ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

② 摂食量について

○摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。

○摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1／2」、「全体の〇割」などといったように記載すること。

○摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。

11

②の要件についての詳細は、記載のとおりです。
摂食量の記録については、提供した日については必ず記録する必要がありますので、ご注意ください。 12ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(1) 食事提供体制加算

③ 体重又はBMIについて

- おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。
- 身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。
- 利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に体重又はBMIを把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。
- 体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

12

③の要件についての詳細は、記載のとおりです。できる限り体重又はBMIを記録する必要がありますが、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に体重又はBMIを把握せずとも要件を満たすこととして差し支えありません。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しておく必要があります。また、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底してください。13ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(2)重度障害児・障害者対応支援加算

【 対象となるサービス種別 】

短期入所

○福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に算定可能

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3(平成30年5月23日) 問9

Q.利用者数はどのように計算すればいいか。

A.当該指定短期入所事業所等の「利用者数」とは、その日の当該指定短期入所事業所等の利用者全員の数を指す。

13

重度障害児・障害者対応支援加算についてです。
要件は記載のとおりです。利用者数の考え方について、厚生労働省のQ&Aがありますので、あわせて紹介いたします。14ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(3)通院支援加算

【 対象となるサービス種別 】 施設入所支援

- 入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものであること。
- 指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。

14

通院支援加算についてです。要件は記載のとおりです。

15ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(4)人員配置体制加算

【 対象となるサービス種別 】 共同生活援助

- 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人及び生活支援員（以下「世話人等」という。）の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を加配した場合に算定できる。
- この算定に当たっては、特定従業者数換算方法によるものとする。

特定従業者数換算方法とは

当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する「指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「**40 時間**」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。なお、これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

15

共同生活援助における人員配置体制加算についてです。要件は、記載のとおりです。特定従業者数換算方法という方法により、世話人等の加配が必要です。16ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(4) 人員配置体制加算

○体験利用者については算定しない。

○夜間支援等体制加算における夜間支援従事者として勤務する者については、特定従業者数に算入しないこと。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日) 問36

Q. 特定従業者数換算方法（週 40 時間で換算）で算出した世話人等を加配することあるが、例えば常勤時間が週 35 時間と定めている事業所においては、当該加算の必要加配数を算出する際にのみ特定従業者数換算方法を適用するということですか。指定基準上の人員配置に係る常勤換算の算出時は、これまでどおり週 35 時間で計算するということですか。

A. 貴見のとおり。

16

夜間支援等体制加算における夜間支援従事者として勤務する者については、夜間支援従事者として勤務する時間帯は特定従業者数に算入できません。特定従業者数換算方法について、厚生労働省のQ&Aがありますので、あわせて紹介いたします。
17ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(4)人員配置体制加算

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日) 問37

Q.従来の常勤換算方法では、常勤で雇用される従業者は有給休暇や病休（1月末満に限る）があっても常勤換算数1人として計算していたが、特定従業者数換算方法においては雇用形態を問わずに計算するのか。有給休暇や病休があった場合、そのまま特定従業者数換算数が減る計算になるのか。

A.貴見のとおり。

※ 実際の勤務実態に応じて計算することに注意

17

特定従業者数換算方法と従来の常勤換算方法との違いについて、厚生労働省のQ&Aがありますので、紹介いたします。有給休暇や病休について、取り扱いが異なりますので、ご注意ください。18ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(5)目標工賃達成指導員配置加算

【 対象となるサービス種別 】

就労継続支援B型

○就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)(6:1)又は(Ⅳ)を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置。

○当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を5で除して得た数以上である場合に、加算する。

目標工賃達成指導員とは

工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ＩＣＴ機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものという。

18

目標工賃達成指導員配置加算についてです。要件は、記載のとおりです。就労継続支援B型サービス費1又は4を算定する事業所において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置する必要があります。19ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(6)目標工賃達成加算

【 対象となるサービス種別 】

就労継続支援B型

- 目標工賃達成指導員配置加算を算定していること。
- 各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合。
- 当該工賃目標が当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が目標年度の前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合。

19

目標工賃達成加算についてです。要件は、記載のとおりです。文章で理解するのは難しいので、詳細は、20ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(6)目標工賃達成加算

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日) 問58

Q.目標工賃達成加算の具体的な確認方法如何。

A.具体的には、以下の両要件をともに満たす場合に加算の対象となる。

・**要件1** : ① \geq ③ + (④ - ⑤) となっていること (※④ - ⑤が0未満の場合は、0として計算)

・**要件2** : ② \geq ① となっていること

① 工賃向上計画における工賃目標

② 目標年度の事業所の平均工賃月額（実績）

③ 目標年度の前年度における事業所の平均工賃月額（実績）

④ 目標年度の2年度前における全国平均工賃月額

⑤ 目標年度の3年度前における全国平均工賃月額

20

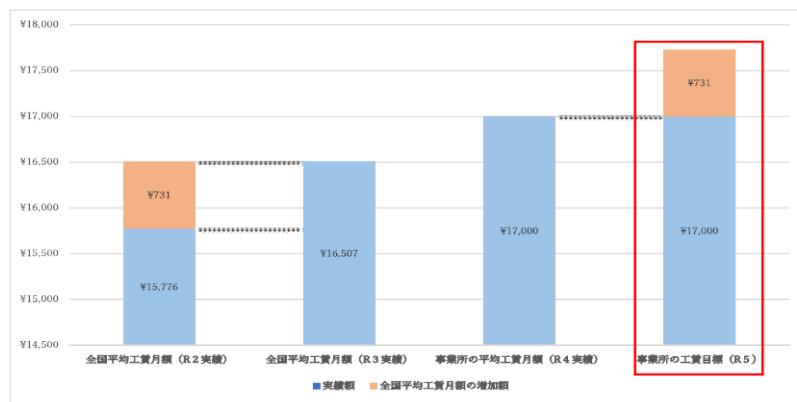
厚生労働省のQ&Aをベースに説明いたします。具体的には、要件1と要件2を満たしている場合に加算の対象となります。現在明石市のHPに掲載している様式については、①から⑤までの数字を入力すれば、要件1と要件2の要件を満たしているかどうかの判定式が入っておりまます。参考にしてください。具体的な年度の考え方については、21ページと22ページで説明します。21ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(6)目標工賃達成加算

(例1：令和5年度の実績に係る加算を令和6年度に算定する場合)

令和4年度における事業所の平均工賃月額（実績）が17,000円であった場合、17,731円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



21

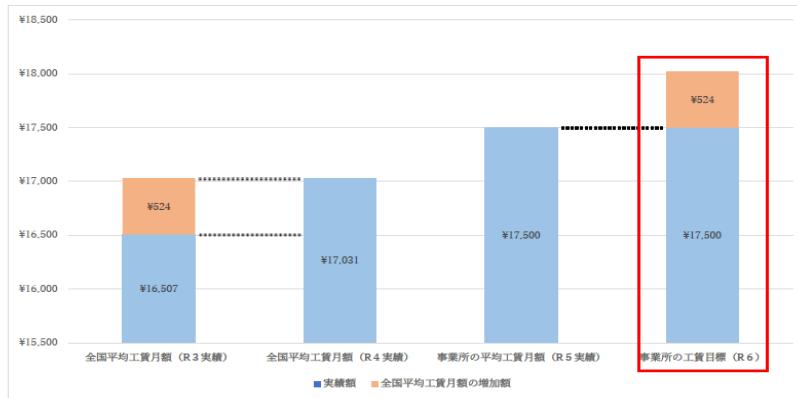
こちらは、令和6年度に加算を算定する場合の考え方です。この時、②の目標年度とは、令和5年度です。③の目標年度の前年度とは、令和4年度です。④の目標年度の2年度前とは、令和3年度です。⑤の目標年度の3年度前とは、令和2年度です。22ページをご覧ください。

2. 各種加算について

(6)目標工賃達成加算

(例2：令和6年度の実績に係る加算を令和7年度に算定する場合)

令和5年度における事業所の平均工賃月額（実績）が17,500円であった場合、18,024円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



22

こちらは、令和7年度に加算を算定する場合の考え方です。この時、②の目標年度とは、令和6年度です。③の目標年度とは、令和5年度です。④の目標年度の2年度前とは、令和4年度です。⑤の目標年度の3年度前とは、令和3年度です。次のスライドをご覧ください。

目次

3. 留意事項通知について P. 23

4. Q & Aについて P. 25

ここからは、留意事項通知とQ & Aについて説明します。それでは、23ページをご覧ください。

3. 留意事項通知について

厚生労働省から、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

が発出されています。

いわゆる「留意事項通知」と呼ばれるものです。

23

留意事項通知についての説明です。
24ページをご覧ください。

3. 留意事項通知について

留意事項通知には、基本報酬や加算等の算定要件が書かれています。
平易な文章で書かれていますので、必ず目を通しておいてください。

「留意事項通知」の掲載場所です。

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

24

留意事項通知には、基本報酬や加算等の算定要件
が書かれています。

平易な文章で書かれていますので、必ず目を通して
おいてください。

「留意事項通知」の掲載場所はスライドのとおり
です。25ページをご覧ください。

4. Q&Aについて

厚生労働省から、

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」が順次出されています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&Aは現在、VOL.1～8まで出されています。

- VOL.1（令和6年3月29日）
- VOL.2（令和6年4月5日）
- VOL.3（令和6年5月10日）
- VOL.4（令和6年6月4日）
- VOL.5（令和6年8月29日）
- VOL.6（令和6年10月11日）
- VOL.7（令和7年1月24日）
- VOL.8（令和7年3月31日）

25

厚生労働省から、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&Aが順次出されています。
26ページをご覧ください。

4. Q&Aについて

Q&Aには、よくある問合せとその回答が書かれています。
必ず目を通しておいてください。

Q&A の掲載場所です。※留意事項通知と同じページに掲載されています。

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

26

Q&Aの掲載場所です。留意事項通知と同じページに掲載されています。

「日中活動系・居住支援系・施設系サービス編」
の説明は、以上で終了となります。
今後も引き続き適切な事業所運営、報酬請求を行っていただきますよう、重ねてお願ひいたします。
ご清聴ありがとうございました。